

## 13世紀ウィグリスタンの公権力

梅 村 坦

東  
洋  
学  
報

- (1) はじめに
- (2) 「祝福文言」(1280 A. D.) と「世祖の聖旨」(1276 A. D.)
- (3) 違約罰納官文言中の公権力の序列
- (4) ベグその他の公権力
  - (i) ベグについて
  - (ii) ダルガチ・タルヌク(?)・内庫
- (5) イディクト「政権」
- (6) むすびにかえて

## (1) は じ め に

内陸アジアオアシス世界の歴史の中で、ウィグル時代、とくに9世紀半ば頃の「西遷」後のそれが持つ意味は大きい。北アジアの草原遊牧世界に覇権を握っていたウィグル人が、古来農耕オアシス地域であり、かつ交易上の要地である東部天山一帯(狭義ではあるが、以下ウィグリスタンと呼ぶ)に土着化していったこと自体が、広く、内陸アジア史の大きな転換点を画しているといえるだろう。そうした歴史の流れが、ウィグリスタンに於いてイディクトをはじめとするウィグル人上層部の形成した「政権」の中に見出せるはずである。しかし、比較的史料の増加するモンゴル～元朝期に於いてもイディクト権力の姿は表面だって登場することが少ない。したがって、かつて佐口透氏の研究において「モンゴル～元朝に支配されるウィグリスタン」という観点にとられたのは、大きな流れの中では正しい。一方、安部健夫氏は「西遷」後のウィグル史を綿密かつ大胆に総括され、13世紀に至るウィグルの「強大さ」を示された。しかし、その領域とくに西方ウィグル勢力や中央アジア諸族の実態については再検討が迫られている<sup>(3)</sup>、またウィグル住民生活そのものに言及する性質のものではなかった。ただ、両氏の研究により、主に筆者のいうウィグリスタンの政治史の大枠は既に設けられているといつてよい。

ところで、我々には今やウィグル文書の研究成果を取り入れることが可能となっている。Д.И. ティホノフ氏の著作は、かつての文書研究を土台とした社

第  
五  
十  
九  
巻二  
五  
六

会経済史研究への試みであった。その叙述は多岐にわたっており、あたかもウィグル文書の歴史学的利用法が網羅されているかの如き観がある。しかし、階級制度等の分析には公式論的な個所が少なくないし、何よりも文書の年代や内容の多様性に対する配慮に欠けている点のあることを見のがすわけにはいかない<sup>(4)</sup>。そのウィグル文書とくに法律経済文書は、一定の書式を基にして作成されているものが多く、漢語（漢文）で記録される文書の強い影響のもとにウィグル人の法律観念が育まれていったことは事実であり、中央アジア諸民族の影響も勿論みられる。しかし彼ら独自の法的観念・生活感覚を文書の検討を通じて抽出できることももう一方の事実である<sup>(5)</sup>。それらが、彼らウィグル人が経験し、また創造した政治的社會に根ざし、彼らの社会的日常生活に裏打ちされていたことは言うまでもない。

さて、筆者は先に「違約罰納官文言」をもつウィグル契約文書9点を紹介してその意味を考察した際に、それらの文書の作成年代は大体13世紀であり、トゥルフアン盆地内で作成・使用されたものであることを述べた<sup>(6)</sup>。そこから導き出されるウィグル社会の特徴のひとつとして、筆者はモンゴル権力の介入の強さを指摘した。本稿は、その実態をイディクート「政権」との関連においてより具体的に明らかにすべく、主として「違約罰納官文言」の分析から13世紀ウィグリスタンを支配する公権力の系列とその構造について考察しようとするものであり、以て解説作業に力点が置かれてきたウィグル文書の歴史学的研究への一つの足がかりを設けようとするささやかな試みである。

本稿では、筆者の上掲論文で用いた文書9点の番号I—IXをそのまま使用し、略号も原則として前稿のものに拠る。併せて参照されたい。

上掲の梅村（違約罰）で紹介・検討した史料は下の表1のものである。

表 1

番号	文書原番号又は所蔵機関・ 発表誌による略記号	出土地	年代
I	イスタンブル No. 35	カラニホージャ	13世紀～
II	LY No. 1 (『歴史研究』'54, 1期)	トゥルフアン盆地	1260(1272)以後
III	TM95 D181	カラニホージャ	13世紀
IV	SI O/70 [0.7]	ベゼクリク千仏洞	1238 又は 1250
V	3kr. 35	トゥルフアン盆地	13世紀～
VI	T II Čiqtim 5	チクタム	〃
VII	3kr. 37b	トゥルフアン盆地	〃
VIII	KS No. 3 (『考古学報』'58)	カラニホージャ	1280
IX	Ramstedt (1940) No. 2	トゥルフアン盆地	13世紀～

(2) 「祝福文言」(1280 A.D.)と「世祖の聖旨」(1276 A.D.)

違約罰納官文言の分析に先立ち、問題の提示として1280年の日付が確認されるⅧ文書の冒頭部分にある「祝福文言」を検討する。この文書は、前にも述べたように、<sup>(7)</sup> 仏僧になろうとしていたピントゥン(斌通)なる男奴隷を、シウサイ=タインが買取る形で解放したときのものである。ピントゥン第一文書(KS No.1)の漢文文言で「大聖都通」と呼ばれているように、仏教関係者とみられるシウサイ=タインが、解放文言に先立って次のような「祝福文言」を記している。

- 1) ..... sākiz-inč ay (?) .....  
第八月
- 2) uluγ suu-qa buyan-i tāgz-ün anta basa aqa ini oγul-lar-qa buyan-i  
陛下に 福達すべし。 さらにのちに兄弟・子息(テギン)たちに 福達  
 tāgzün basa  
すべし。のちに
- 3) bāg[ä]q-läriṅä ančaši-lar-qa šaz-in ay[γu]či-qa s[a]ṅia-luγ-  
ベグたちに、 按察使たちに、 沙津 アイグチに、 僧伽衆に、  
 larīṅä il-kä .....  
くにに
- 4) quvraq-qa alqu tinl[i]γ oγuš-iṅä anta basa baqšim uluγ-um  
徒衆に、あらゆる 生ある 族類に、 さらに のちに わが師 わが先達の  
 käv baqšī[-qa]  
ケウ 博士に、
- 5) mäniṅ öz bodum-qa kišim-kä oγlan-larim-qa basa äsän toγrīl  
わが 自分自身に、 わが妻に、 わが息子たちに、 のちにエセンントグルル、  
 turmis t ... n  
トゥルミシュ
- 6) aḡai tutuṅ ögrünč siz bašqa-n bašlap uruγ-qa qadaš-qa  
アタイ=トゥトゥン、 オグリュンチ=ンズ=バシユカンをはじめとする宗族に、 姻戚に  
 buyan-i tāgz-ün  
福達すべし

この文言は、13世紀後半のウィグリスタンの一住民が公的権力をどのように意識していたかを示している。まず、ここに記される公権力及びそれ以下につづいているものは、表記の順にしたがえば次の如きものである。

【uluγ suu】<sup>(8)</sup> リゲティ氏の指摘に賛成して既に述べたように、モンゴル皇帝である。

【aqa ini oγul-lar】それぞれ aqa ini テギン(兄弟皇子=モンゴル皇帝の兄弟)と、oγul テギン(子息皇子=モンゴル皇帝の皇子)。cf. 梅村(違約罰)のV, Ⅷ及びⅥ。

【bāg】後述する((4)-(i))。

【ančaši】 馮家昇, 山田信夫, リゲティ各氏の言われるように, 「按察使」である。モンゴル～元朝の権力がウイグルスタンに深く及んでいく過程<sup>(9)</sup>で, 「世祖至元十五年八月己卯, 初立提刑按察司于畏吾兒分地」(『元史』本紀10), 「世祖至元十八年五月戊申, 罷霍州畏兀按察司」(同上11)の如く, 1278-1281年の間, ウイグルスタンに按察司が置かれていた。複数語尾をとっているが, 副使や書吏などを一括して呼んだのであろう。<sup>(10)</sup>

【šaz-in ayruči】 まず ayruči は, 今まで幾つかの用例がウイグル文書や漢文史料に見いだされている。リゲティ氏の研究によれば, ayruči は ayi-ruči = 「話す人」<sup>(11)</sup>>「話相手」という語源から発し, 「顧問官」・「大臣」の意味をもつようになった。漢文史料に「小雲石脱忽憐畏吾人, 仕其国, 為吾魯 (*nguo 'luo* <uluγ = 「大」) 愛兀赤 (*'ai' nguət t's'jäk <ayruči*), 猶華言大臣也」<sup>(12)</sup>とあり, ウイグルのイディクト権力下の官称号としてウイグルスタンで実際に用いられていたことがわかる。

ayruči の前に特定の語を伴って全体で一つの称号を示す例が, 上の uluγ ayruči のほかにもある。チュルク系言語で古くからみられるものの一つに iš ayruči なる称号があり, リゲティ氏は比較的高位の文官と考えられた。<sup>(13)</sup>ウイグル宗教関係文書の iš ayruči には, F. W. K. Müller の *Zwei Pfahlinschriften aus den Turfanfunden* の 1, 19行目に iš ayruči ayłuč tarqan として, また黄文弼『吐魯番考古記』p. 63, 図87の随所に出現する。前者をミューラーは der redetüchtige Karlutsch Tarkan, der Werkmeister (?) Ailuč tarchan と, ラドロフは der Rathgeber と訳し, 後者は P. ツィーメ氏によって研究された。<sup>(15)</sup>氏によると, このマニ教寺院経済文書は10～11世紀のものであるが, その中の iš ayruči の僧院内での職掌は, 常に XRWX'N(?) と一組で出現し, (イ)一ヶ月間宿衛, 警戒にあたり, 食料を調達させる, (ロ)料理人, パン焼き人を召集する, (ハ)職人への食料準備, (ニ) qanlu (甘露一飲みもの?) を主教の命令で準備・製造, (ヘ)僧院所属のブドウ園や領地の整備, 等とされ, これらの任務をうまく果せば iš ayruči は称賛され榮譽を得るが, 首尾が悪ければ300の(?)罰を受けるといふ。これらを見ると, iš ayruči は僧院内で日常の実務を担当する役にあつた者に与えられた称号と思われる。また同じ論文で引用される未公刊ウイグル文書 U6026 には,

ötlägil äriğlägil..... tigitläriğ uluγ buyruqlarıγ bäğläriğ buyruquđılarıγ(?)  
忠告せよ, 助言せよ 皇子たちを, 大官更たちを, ベグたちを, ? たちを,

iš ayručilariγ ulati.....  
イシュアイグチたちを, そして更に.....  
<sup>(16)</sup>

なる文言があるといわれ, この iš ayruči は単に宗教関係のものというより, 高位高官とはいえぬまでも俗的権力にも属する官職号と考えうる。事実, 1209

年にイディクートからチンギス=ハンに遣わされた使者を、『聖武親征録』は別吉思と阿鄰帖木兒の二人と記しているが、ラシードによると、*brkūš-añsh-aiŋgūčī* と *alŋin-tīmūr-tūtūq* であり、別吉思は *iš-ayūčī* の称号をもって(17) いたと思われる。したがってツィーメ氏が *iš ayūčī* を単に「低位の称号」と規定される以上に、かなり広い意味で実務担当者の呼称であったと考えたい。(18) このほかにも特定の *ayūčī* の例はある。『元史』133. 「脱力世官伝」によると、ウィグル人脱力世官の祖である八思忽都と父の帖哥朮は「探花 *t'ām-ixwa* 愛忽赤 *āi-xuo-t'š'jak*」であった。*tamya ayūčī* > 掌璽官と解せよう。同じくウィグル人の阿爾哈雅(阿里海牙)は、「阿虎耳 *ā-xuo-ūzi* (?) 愛虎赤 *āi-xuo-t'š'jak*」になったとされ、また文書Vに「高昌城市 *ayūčī*」のあることは後に述べるとおりである。(19)

さて次に *šaz-in* とは、リゲティ、山田信夫氏らによって明らかにされたように、サンスクリットの *śāsana* 「規律、規範、禁欲、法」に由来するものであり、(21) *šaz-in ayūčī* は「仏教に関する監督官」と考えてよい。(22) そして、この称号がウィグル系の人によって14世紀にも受継がれ、*ayūčī* は様々な漢字で表記されるが、結局「沙津アイグチ」と呼んで誤りのないことが証される。(23)

このような「沙津アイグチ」が、本文書Ⅷに近い年代にウィグル系の人によって果していた役割の一端を示す貴重な史料がある。『通制条格』卷4(戸令)「女多滄死」の条、至元13年(1276年)7月初2日の聖旨である。

亦都護根底、塔海不花・亦捏不花両箇根底、火州・呂中・禿兒班為頭貳拾肆箇城子裏官人每根底、衆僧人每根底、也里可温每根底、百姓每根底、宣諭的聖旨。「哈兒沙沙津愛忽赤旭列都統奏將來有。『火州城子裏人每的媳婦每、若生女孩兒呵、多有撒在水裏滄死了。禿兒迷沙的女孩兒根底水裏撒去間、速安海牙為頭人每拿住、薛閣干・不顏帖木兒兩箇根底説呵、他每的言語不肯分間、首告的人每、禿兒迷沙根底、却分付与了。』麼道奏將來的上頭、速安海牙・塔失海牙狀頭每根底、做百姓者。今已後、女孩兒根底、水裏撒的人每、一半家財沒官、与軍每者。首告的人每、若是軀奴呵、做百姓者。咱這般説來。」這聖旨宣諭了呵、女孩兒根底水裏撒的人人情看覷着、違奉聖旨管民官每、有罪過者。〔イディクートに、塔海不花・亦捏不花という二人に、火州・リュクチュン・トゥルフアンをはじめとする24城市にいる官人たちに、衆僧人たちに、ネストリウス派キリスト教徒たちに、百姓たちに宣諭する聖旨。「哈兒沙(?)の沙津アイグチである旭列都統が奏して来た。『火州城市にいる人々の媳婦らが女兒を生めば、多くは水に捨てて死なせてしまう。禿兒迷沙の女兒を水に捨てたとき、速安海牙をはじめとす

る者らが捕えて薛閣干と不顔帖木兒の2人に告げたところ、(セチュン=カンとブヤン=テミュルは)彼ら(スアン=カヤラ)の言葉をよく調べもせず、告げてきたそれらの者を逆にトゥルミシュに引きわたしてしまった』と、(このように)奏して来たので、スアン=カヤ・塔失海牙ら原告人らを百姓となせ。今後、女兒を水に捨てた者は(その)一半の家財を没官して軍(人)らに与えよ。原告人らがもし軀奴であったならば百姓にせよ。我(世祖)はこのように言った。」この聖旨を宣諭したので、女兒を水に捨てる人の面情をうかがって聖旨に違反する管民官らは罪過あるものとせよ。]

多面的にウイグリスタンの状況をつかみとれる史料であるが、とりあえず本項で注意すべきは、事件を奏上して来たのが沙津アイグチだったことである。沙津アイグチは既に述べたように、宗教上の指導者としての地位を有していたであろうが、結局のところモンゴル政権の末端行政に組み込まれて住民統治の任務をも担っていたのである。その点で、後にみるように、沙津アイグチが違約罰畜の受領者に挙げられていることは注目に値する。

【sanja-luy-lar】 この語をリゲティ氏は šaz-in uluy-lar と読み、「宗教(仏教)担当の長」と解釈した(Ligeti (1973) p. 10)。しかし、写真で uluy の第一 u 字を読みとるのは難しく、šazin ayučī との関連が説明されぬ限り、「僧伽衆」との解釈(山田(1972-a) p. 228)が妥当であろう。

【il】 この語の後は、写真では皴、欠損で明らかではないが、与位格の +kä のあとに更に一語程度の続く可能性はある。今はこのままで「地方(郷里・く

図1. VII (1280 A. D.) の「祝福文書」

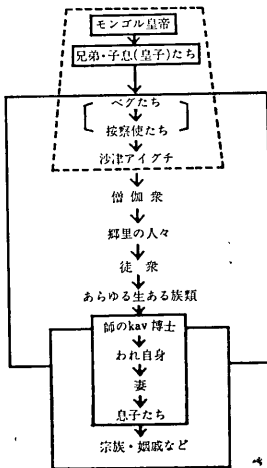
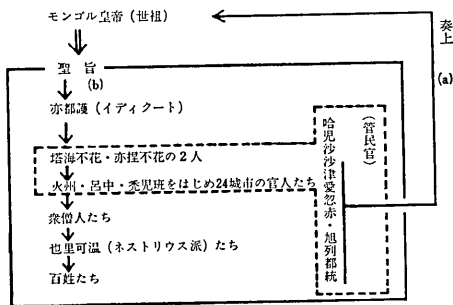


図2. 至元13年(1276 A. D.) 7月2日聖旨の由来(a)と呼びかけ(b)



(図1の凡例)

- : anta basa (さらにのちに), basa の語で区切られている範囲。
- ▭ : 本文書の違約罰納官文書に記されている違約罰受領者の範囲。但し( ) 部分はイディクートになっている(表2, 表3参照)。
- : 上から順に「祝福文書」の記載順を示す。

に)の人々」と考えておく。

【quvraq 以下】「徒衆」,「生ある族類」は「我」の周辺にいる人々。「師」「先達」は käv 博士と同格。続くのは「我」に直結する家族、縁者である(山田(1972-a) pp. 228-229)。

以上,Ⅷの「祝福文言」はウィグリスタン住民のシウサイ=タイシにとって遠い存在から次第に自分に近い人々,周囲に位置する人々への祝福を述べたもので,その表記系列は秩序だっているといつてよい。Ⅷの違約罰納官文言を含めてそれを模式化してみたのが<図1>である。ただ,このような,一住民が意識内にとらえていた公権力の存在は,時間的・空間的な一定の制限を設けずにそのまま事実として確認してしまうことはできない。そこで,対比として,モンゴル権力がウィグリスタンを如何なる自らの支配系統のもとに組み込んでいたと意識していたかを,上掲至元13年の聖旨によって整理しておく。それが<図2>である。

### (3) 違約罰納官文言中の公権力の序列

いま筆者はウィグリスタン住民に意識された公権力の系列(図1)と,モンゴル権力の把握するウィグリスタンの公権力系列(図2)をあげて,13世紀後半における権力保有者の存在状況の概要をみた。ことに前者は,結論からいえば,決して一住民の単なる日常の感覚的な観測にとどまるものではないと思われる。梅村(違約罰)で列挙した9点の契約文書中の違約罰納官文言の内容は,そのことをよく示している。これらの文言は,各契約を解除しようとするときに罰金・罰畜を第三者である公権力に支払うべき規定を記したものであることは前に述べたところである。その内容は<表2>のように整理される。

この表からまず最初に確認できることは,違約罰納官文言の罰金表示が「金ヤストック」「銀ヤストック」とされ,金・銀の語のない「ヤストック」もすべて地金だと思われることである。それは,契約本文の取引が鈔だてで行われたことが明白な場合(I, II, Ⅷ)でも同じである。その罰金額であるが,<sup>(25)</sup>モンゴル元朝期において金は銀の7.5~10倍の官定価格上の価値を有していた。つまり一見してわかるように,文書それぞれにおいて,罰金額は受領者の表記順に——表の上から下へ——低下していく。但しⅧのイディクトに支払われる罰金は「銀」の表記がない。これは,Ⅴで兄弟皇子とイディクトへ支払われる罰金が同額であること,およびⅧでは兄弟皇子のところに「銀」があるために,その後続くイディクトへの「銀」は省略されたと考えられることから説明できる。このような「銀」の省略は,Ⅵの内庫,Ⅶの皇帝陛下・ミンベ

表2 違約罰納信文言の内容

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
文書No契約 内容取引額 受領者	土地売買 100ヤストウク	土地売買 80ヤストウク 中 統 宝 鈔	良人売買 粗 布 50ヤストウク	養子売買 1/2ヤストウク	結婚契約 2ヤストウク 20サティル銀地	遺 言 状 1金ヤストウク	逃亡奴隷に 関する処理 1/2ヤストウク銀	男奴隷解放 9ヤストウク鈔	IV 男(養)子解放 (遺言状)
皇帝陛下	1金ヤストウク	1金ヤストウク	(1)白(=銀) ヤストウク	ウケテイ陛下 2去勢ラクダ	5金ヤストウク 各(0)金ヤストウク	1金ヤストウク	2(銀)ヤストウク	1金ヤストウク 各(0)銀ヤストウク	
兄弟皇子					各(0)金ヤストウク	各(0)銀ヤストウク			
子息皇子					1金ヤストウク				
イディクート								1(銀)ヤストウク	
内 庫	1銀ヤストウク								1金ヤストウク
タルガチ				yambī (?)城の タルガチたち 騎 乗 用 馬					
ミンベグ									
アイグチ					高昌城市アイグチ 1銀ヤストウク		1(銀)ヤストウク	沙津アイグチ 1馬	
タルヌク(?)									
ベグ	ベグたちに各々 騎 乗 用 馬	くへのベグたちに 騎 乗 用 馬	ベグたちに 騎 乗 用 馬	+					高昌のベグに1馬 城市のベグに1牛

※受領者は、各文書ごとに表の上から書かれている順。

※1ヤストウク=50サティル ※〔 〕は、筆者が補ったもの。



グの場合も同様であり、「金」が省略されていないことと比較してみると、実際に支払われるかどうかは別にしても、銀の広い流通を想定させるものである。

次に罰畜の価格を算定してみよう。まず馬価の概略をみる。それは、元代の華北・甘肅方面に於ける、原則として騎乗用肥壯馬の平均官定買上価格である。<sup>(27)</sup>元朝では至元12(1275)年頃から物価騰貴が進み、同24年には平価切下げにより、元一代を通じて記録に使われた中統鈔の価値は銀に対して $\frac{1}{5}$ に下落した。そこでまずインフレ以前。<sup>(28)</sup>2両即ち2貫の鈔=銀1両、50両=1定(錠)=1ヤストックであることを利用して1頭あたりの馬価を銀に換算すると、最低で中統4(1263)年に7疋を鈔100両〔1疋=鈔約14両=銀約7両〕で買い(『大元馬政記』和買馬)、最高では太宗10(1238)年の銀30両である。インフレ期、至元16年に「每馬一匹価鈔一定二十五両」=鈔75両=銀37.5両(『永樂大典』站赤二所引『經世大典』站赤)、「每疋不下八九十兩」=鈔(?)80~90兩以上=銀40~45兩以上(同前九所引『元朝典章』)なる記録がある。一方、平価切下げ以後になると、14世紀初頭、大徳末年頃までは10鈔両=銀1両であるから、<sup>(29)</sup>至元26年に瘦馬が「中統鈔不過四十兩」=銀4兩以下、と『大元馬政記』の「和買馬」の項にあるのを除き、最低で同史料の「小馬一下」の鈔2錠=銀10兩であり、14世紀初頭までの最高価格は、鈔5錠=銀25兩(同上史料、至元三十年、大徳五年;同「刷馬」大徳三年;『元史』21,本紀,大徳八年十一月条)である。要するに、銀による馬価は、50両すなわち1ヤストックを超えることがないのである。これらの馬価は馬産地に近いほど安いと考えられ、ウィグリスタンの状況をみれば、以上の馬価より高くなることはあるまい。13~14世紀のころのものと思われるウィグル文文書 SI Kr. IV/638に、食用(?)馬が2サテイル= $\frac{1}{25}$ ヤストックであった記録がある。<sup>(31)</sup>これをもってただちに騎乗用馬の価値を推定することはできないが、いずれにしてもウィグリスタンに於ける騎乗用の馬の価格は銀1ヤストックより安かったとする見通しを得るであろう。

牛については、池田温氏によると漢・唐代に中国外縁部で馬より安価だった例があり、とくに8世紀前半の交河郡(ヤール)では牛は馬のほぼ $\frac{1}{2}$ の価格であった。<sup>(32)</sup>また、1238年(太宗10年)に燕京等で馬一頭の値が銀30兩に定められた時、牛一頭は20兩とされた。<sup>(33)</sup>このような馬と牛の相対的な価格は13世紀ウィグリスタンでも大きな変化はなかったと考える。

以上のように、IVを除く違約罰納官文言の記録は、罰金・罰畜の高価な順にその受領者を記したことは明らかであろう。そうなれば、IVの2頭の去勢ラクダは、騎乗用馬より高価なものであり、しかも他の「皇帝陛下」に支払われる罰金例に比してそれほど低い額ではない、と考えるのが自然である。<sup>(35)</sup>

上の検討から、罰金・罰畜額の高低を縦欄にして表示したのが〈表3〉である。

表3 違約罰納官文言の罰金額の多寡と各文書ごとの公権力系列

牛をIとした時の指数	受領者 罰金・宗額 No	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
150~200	5金 ヤストウク					皇帝陛下				
30~40	1金 ヤストウク	皇帝陛下	皇帝陛下			兄弟皇子たち イディクート	皇帝陛下		皇帝陛下	庫
	2去勢ラクダ				ウケデイ陛下					
8	2銀 ヤストウク							皇帝陛下		
約4	1銀 ヤストウク	内 庫				高昌 城市 アイグチ	子息皇子たち 内 庫	ミンベング	兄弟皇子たち イディクート	
2	(騎乗用)馬 1/60~1/50 銀 ヤストウク	ベグたち	く(地方) のベグたち	ベグたち	yambi (?)城 のグルガたち		内 庫		沙津アイグチ	高昌ベグ
約2	1/2 銀 ヤストウク								リュクチュン のタルヌグ(?)	
1	1/100~1/50 銀 ヤストウク									城市のベグ

※2 去勢ラクダの額は明確でない。

ここで、先の「祝福文言」(図1)が一住民にとって「遠い存在から近い存在へ」という表記序列をもっていたことを思い返してみると、それは、違約罰納官文言の筆頭にほとんど常にモンゴル皇帝が、ついでその兄弟や子息が記されるのと軌を一にしている。つまり、ウィグル住民は、自らの生活を規定している権力系列を割合によく理解していた、といわざるをえない。そのように考えれば、違約罰納官文言の公権力の表記順、即ち罰金・罰畜額の多寡は、そのまま個々の公権力の上下関係を示すものに相違ない。要するに表3から、各文書ごとに、各公権力の相対的な系列、上下の位置関係が知られるのである。

今や我々は、公権力の序列に関する三種類の材料(図1、図2、表3)を得たことになる。それらにみえる公権力について、既に第(2)節で述べたものを除いて検討しなければならない。大きな問題となるのはイディクトの位置——これは後に述べる——と、図1の〔 〕に示したうちのベグである。

#### (4) ベグその他の公権力

##### (i) ベグについて

Ⅷ文書、図1の「祝福文言」では、モンゴル皇帝、兄弟・子息皇子に続いてベグが記されていた。しかし、「違約罰納官文言」群では、ベグはほとんど最下位に記されている。この両様の記録を矛盾なく説明しうれば、当時の社会構成の理解の一助となろう。まず「祝福文言」の「ベグたち」であるが、その次に記されているのが、「按察使たち」というモンゴルから派遣された役人であるところから、ベグもそのように考えられる。第(2)節で引用した1276年の聖旨にイディクトに次いで記されるのは、2人の、おそらくモンゴル権力直属の役人であった。のちに註(52)に引くようなモンゴル文聖旨にも、イディクトの次に「ノヤン」が記される例がある。つまり、モンゴルの役人をウィグル文書で、ベグと呼んだ可能性が高い。それでは「違約罰納官文言」のベグもそうだろうか。イディクトが出現するⅤとⅧの文書には、今の「祝福文言」以外にベグが登場しないことや、ベグの受領する罰畜として騎乗用馬が記されることなどから、一見するとそのように思われそうである。騎乗用馬に関しては稿を改めて考えることとして(cf. 註(3))も、ウィグル文書でベグと呼ばれるものは一体何を意味しているかを考えておきたい。そこで、広くウィグル契約文書一般に現われるベグを検討し整理してみる必要がある。以下にその分類を試みるが、モンゴル時代のものと考えられる文書には※印を付した。<sup>(36)</sup>

##### A. 公権力としてのベグ

##### (a) 違約罰受領者としてのベグ。

miñ bägi ——— 3Kr. 37b※(Ⅶ)

- il bæg-lār ——— LY No. 1※(II)  
 qočo bāgi ——— Ramstedt(1940)No. 2※(IX)<sup>(37)</sup>  
 baliq bāgi ——— // ; 0.2※(Тыгушева(1975)No. 2)<sup>(38)</sup>  
 bæg[ät]-lār ——— イスタンブル No. 35※(I) ; TM95 D181※(III)

(b) 売買契約の解除に介入するベグ。<sup>(39)</sup>

ウィグル文売買契約書の保証違約罰文言の中で「違約罰の生じる場合」を述べた部分、つまり筆者のいわゆる「違約罰納官文言」の直前にあたる部分は、「apam birök ärklig bæg işi küčin tutup čam čarim qilsar-lar もし万一、(権)力あるベグ、その仲間の力をとりて異議を申したてならば」と、一応形式化している。<sup>(40)</sup>この文言中でベグは売主側の異議申したての際の後盾として記されている。その例は、

ärklig bæg işi [(権)力あるベグ、その仲間]

3Kr. 41※? (USp No. 107); 3Kr. 39※? (USp No. 108); SI Kr. IV/699  
 ※? (PDP No. 2); Ramstedt (1940) No. 3※?; Ot. Ry. 1097[a] (山田(1961)); 同1414a※? (同左); LY No. 2※(II); THIM205※? (Zieme (1974)) — [以上、土地売買]: 3Kr. 38※? (USp No. 110) — [女奴隷売買]

ärklig bæg işi ilči yalavač [(権)力あるベグ、その仲間、使臣、使節]

TM224 D168※(USp No. 13); Ot. Ry. 543※ (護(1960)=護雅夫「ウィグル文葡萄酒売渡文書」(『東洋学報』42-4)) — [以上、土地売買]: TM 206 D187※ (USp No. 16) — [婦人売買]: SIM/6※ (DUD No. 2) — [女奴隷売買]

ärklig bæg işi yat yalavač [(権)力あるベグ、その仲間、外(からの)使節]

イスタンブル No. 35※(I) — [土地売買]

küčlüg bæg işi [力あるベグ、その仲間]

Or. 8212(106)※? (Hamilton(1969)) — [土地売買]

bæg işi [ベグ、その仲間]

未公刊 Ohne Nrs.(b)verso+Ohne Nrs.(c)verso※?<sup>(41)</sup> — [男奴隷売買]

これらのベグ(b)が、同一文書内における限りでは、違約罰納官文言の罰金受領者として記されるベグ(a)とは別のベグを指していることは明らかである。一つの契約に際して、契約解除の申し立てを受付けるベグ(b)が、仮に解除が実行された時に違約罰を受領するベグ(a)と同一の職掌分担をもつものとは考え難いからである。但し、例えばI文書で異議申したてに参画したベグが、II文書で違約罰を受領するベグの立場に立たないとの証拠、つまり両者

が厳然と区別されるような官僚的機構が確立されていたという証拠は残念ながら見出せない。ともあれ、ここでは一応公権力としてのベグの広い存在が想定されるであろう。次には更に多様なベグの姿があらわれている。

(c) 各種の称号としてのベグ。

- miñ bägi — PDP No. 1※〔奴隸の訴状〕——解放文書に捺印。
- yüz bägi — TIID 373※? (USp No. 61)〔男奴隸売買〕——書き手 Äsänä の称号。
- bašlıy bäg (-lär) — TM223※? (USp No. 21)〔園丁提供〕——園丁提供を要請。; TIID 148a※? (USp No. 65)〔番直物資保持命令?〕——ブドウ酒を(?)受領(?)。
- buyruq bägi — TIID 360※? (USp No. 91)〔物資分配リスト〕——分配者 Bu-Saču, Udči の称号。
- yabγu bäg — TM 221 ※ (USp No. 22)〔課税関係訴状〕——課税者。
- tariγči bäg(-lär) — 同上
- a...niñ bägi — ※ (USp No. 57)〔良人売買〕——書き手 Adar の称号。
- bäg — TM244 (USp No. 40) ; TM? (USp No. 41)〔納税(?)誓約〕——iduq-qut täyrikänimz-kä ülci tümän ilči bäg-lär-kä という形で、誓約書の受取者の1人。
- bäg — TII No. 4※? (USp No. 77)〔納税誓約(?)〕——訴訟手続に関連か?
- bäg — 3Kr. 31b (USp Na. 125)〔銀受領書〕——受領者, 1/6 を免除する行為。

以上のうち、miñ bägi は(a)としてⅦ文書にもあったものである。これは、第一には次のように考えられる。ピントゥン関係のこの PDP No. 1〔控訴主人書〕に、男奴隸ピントゥンが解放されることになったときのこととして、「miñ bäg-i-niñ tamγa-siñ qaqip maña boš bitig birip ミンベグのその印章を捺して、われに解放文書を与え」と記されている。その解放文書Ⅷそのものには小さな長方形私印が3ヶ所に、そして文書末尾近くに大・中2つの角印が捺されている。印文は判読できないが角印は官印に違いなく、これが PDP No. 1 の miñ bägi の捺したものであろう。ところで、この miñ bägi の性格は如何。PDP No. 1 ではモンゴル皇帝が至上のものとして観念されている。即ち、その17行目行頭の「ilkä qan-qa くくに、ハンに」の「il」の部分か他の行頭列より一段上に出ている。32行目「il qan adiña くくに、ハンの名の下に」も同様

であり、しかも31行目末尾は余白を残している<sup>(42)</sup>。こうしてみると、モンゴルの minḡan (千戸)～千人長が、テュルク語系の minḡ bägi なる呼称でウィグルスタンに存在していた可能性<sup>(43)</sup>がある。第二に文書Ⅷと PDP No. 1 からはなれて一般的にいうと、もともとイディクート権力下に「千人長」がいた。「高昌侯氏家伝」によると、カラ=キタイの少監なる監国を暗殺するに功のあったビルゲ=テミュル「*biḡwong b'äät k̄ēt <minḡ bäg>*」は、*biḡwong* 忽底 *bilgä-qut* の称号を加えられ、「明別吉 *miḡwong b'äät k̄ēt <minḡ bäg>*」を授けられたという。侯氏一族がイディクートのもとを離れてチンギス=ハンに帰する以前のことである。やはりチンギス=ハンに降る前、ウィグル人阿刺瓦而思は「仕其国為千夫長」(『元史』123, 同伝)という記録もある。文書に表われる minḡ bägi 一般を位置づけようとするとき、第一、第二いずれとも断定しがたいが、その取扱いは本稿第(5)節で述べる。また、cf. 註(53)。

yüz bägi はおそらく minḡ bägi の下に連なる性質のものと考えてよい。bašliḡ bäg は文字通り「筆頭のベグ」と理解される。また、buyruq bägi は古く8世紀のキョル=テギン碑文にもみられるものであり、yabyu bägi などと共に、古くからのテュルク社会の伝統の残存をここにみることができ<sup>(45)</sup>る。tariḡči bäg も文字通りに、農村関係のベグと解釈できる。このように、これら(c)ベグは、その名称や果たした役割から、公権力そのもの或いはそれに「きわめて近い存在」としてのベグであると考えられる。

#### B. 人名の一部として扱われるベグ

1. Bäg Tämür Buqa TM※?(USp No. 38)  
〔税リスト〕 一綿布を受領
2. Bäg Buqa TM220(USp No. 14)  
〔納税・労務契約〕 当事者(人を使役する立場?)
3. Šinui Tutuḡ Bäg (IX※)  
〔男(養)子解放(遺言)] 解放主の相談相手
4. Bäg Buqa TM219 D200(USp No. 17)  
〔土地紛争? 解決〕 当事者(il bodun, 仲介・命令者?)
5. Soyar Bägimlär(?) TM219 D200(USp No. 17)  
〔土地紛争? 解決〕 元契(baš bitig)所持人
6. Bäg(Bar?) Buqa<sup>(46)</sup> TM78※(USp No. 19)  
〔土地貸借〕 Ilči と共に証人<sup>(47)</sup>
7. Bäg Buqa (USp No. 55※)  
〔財産分割〕 証人
8. Qutluq Bäg (USp No. 55※)  
〔財産分割〕 証人
9. Bäg Bars TII 149b(USp No. 86)  
〔土地貸借〕 証人

- |                  |                         |                       |
|------------------|-------------------------|-----------------------|
| 10. Bäg Tämür    | SIM/6※(DUD No. 2)       |                       |
|                  | [女奴隷売買]                 | 証人                    |
| 11. Bäg Turmiš   | SI O/55※(URD No. 3)     |                       |
|                  | [養子売買]                  | Basan Yalavač と共に証人   |
| 12. Bäg Är Säñün | Ot. Ry. 1414a※?(山田1961) |                       |
|                  | [土地売買]                  | 証人                    |
| 13. Bäg Taš      | 3Kr. 35※(V)             |                       |
|                  | [結納契約]                  | 書き手                   |
| 14. Tay Bäg      | TIID149a(USp No. 67)    |                       |
|                  | [官布? 貸借]                | 貸主                    |
| 15. Bäg Turmiš   | 3Kr. 40(USp No. 127)    |                       |
|                  | [財産分割]                  | 受取人(分割者の息子の1人)        |
| 16. Bäg Oγul     | (Ramstedt(1940)No. 3※?) |                       |
|                  | [土地売買]                  | Mausi-Ädgü と共に売主      |
| 17. Bäg Tämür    | Ot. Ry. 543※(護1960)     |                       |
|                  | [土地売買]                  | 売主                    |
| 18. Bärki Bäg    | イスタンブル No. 12※?(山田1968) |                       |
|                  | [番直指令書]                 | Irinkü-Atay と共に指令を受ける |

これらを、その立場や役割によって分けてみると、(i)公権力に属する者 1, 2 (?), 18(?); (ii)仲介的役割を果す者 2(?), 3-13; (iii)貸主14; (iv)私契の当事者 15-17; (v)公権力予備層 (?), 18(?) となる。(iv)を除き、彼らはウィグル住民の中で、ある程度有力な立場に立っている者といつてよい。一方(v)の16, 17の文書は定型書式をほぼ忠実に踏襲した売買文書であり、15と共に特に有力な者ともいえず、また公権力保有者の性格を帯びているわけでもない。要するにベグと呼ばれる多くの例の中で、この16, 17のベグは、全く一私人の立場での契約当事者として、他の多くの契約文書当事者と同一平面上に生活を営んでいる姿を表わしているのである。

ところで先に A-(c) を公権力に「きわめて近い存在」と言つて公権力と区別するかのようない方をしたのは何故かといへば、今、分析してみたように、ベグといわれるものすべてが、モンゴル～元朝期のウィグルistanで、官僚的、組織的機構の中に組み込まれたものとは、筆者には信じ難かったからである。その理由のもう一つは、先にもふれた PDP No. 1 の訴状からも導き出される。この訴状の冒頭に「buyanči bäglärim qutıña わが、福与えるベグたちの至福に」と宛名があり、これはその35行目にも bäg-lär と表現される。つまり、訴えを受付けるのはベグであった。このベグは公権力保有者とみなせる。ところが、訴人である男奴隷ピントゥンのかつての主人、アタイ=トットゥンは、このピントゥンによって「bägim わがベグ」と呼ばれている。またⅥ文書では「夫」を bäg の語で表現していた。結局、ベグには、

C. 「主人」としての使い方、があったのである。

B, Cを要するに、ベグと呼ばれるもののすべてが公権力保有者の立場で登場しているとは限らないことが判明する。

A-Cのように多様な立場であられるベグを総括すると、ベグとは広い意味で一種の「身分」的な階層をウィグリスタンにおいて形成していた、といわざるをえない。ベグをそのように規定することによって、本項冒頭に提起した問題、即ちⅧ文書(1280年の男奴隷解放文書)の「祝福文言」(図1)で比較的上位に位置づけられたベグと、違約罰納官文言群(表2,表3)で公権力の末端近くに配置されたベグとの、扱われ方の差をいかに考えるかという問題の背景が明らかになる。つまり、前者のベグが前述のようにモンゴルの役人を指したとしても、後者のベグもそうだと考える必要は全くない、ということである。むしろ、このベグという在来勢力の中にも高い地位にのぼるものがいたであろうし、公権力保有者としての活動の場を得るものがいたであろうことに注意したい。

ここで前節(2)で引用した1276年の聖旨を振り返ってみる。それによると、モンゴル皇帝は、その命令系統の中に、「火州・呂中・禿児班をはじめとする24城市にいる官人ら」を組み込み、彼らの一部をも、おそらく「管民官」と呼んだ。さらに、沙津アイグチの旭列都統が火州で事件を掌握し、皇帝に上奏したという役割もまた、一般住民生活のレヴェルにおける「管民」にふさわしくはないだろうか。果たして、その上奏の主旨は、女兒殺しそのものの、また犯人トゥルミシュや官人たるセチェン=カンらの非を責め、告訴人の正義を訴えるところであったのである。しかもトゥルミシュはおそらく官人と通じ合うほどのクラスにいた。こうしたことを第(2)節でみたウィグル文書の諸々のアイグチと考え合わせれば、沙津アイグチは地域社会内に本来的に身を置き、住民生活に目を配りつつ、一方で公権力を十分に意識しうる階層のものであったといえよう。而して、このような立場にあり、ある場合には聖旨に「管民官」・「官人」と呼ばれるものこそは、ウィグル文書に表われるベグと重り合う性格をもつものではないか。要するに、13世紀ウィグリスタンにベグ階層——それはおそらく一般住民の目にも日常的に「むら」や「まち」の有力者と映っていたに違いない——なるものが存在しており、その階層かその近辺から、多様な職掌をもつ官人が輩出して公権力体系の一部分を構成したと考えるものである。

(ii) ダルガチ・タルヌク(?)・内庫

Ⅳ文書にみえる yambi baliq țaruya-lari は、yambi(yañhi?)<sup>(50)</sup> 城市にモンゴルから派遣されてきたダルガチと考える。チンギス=ハン時代に既にウィグリ



スタンにはダルガチが任命されていた。ビシュバリク、クルラ、独山城のものが確認され<sup>(51)</sup>、そのことは『元史』本紀、太祖18年癸未(1223年)春三月条の「遂定西域諸城、置達魯花赤、監治之」とあることを裏付けている。モンゴル文聖旨をみると、モンゴルのウィグリスタン支配政策の少くとも形式の上に於いては、ダルガチはイディクートの下位に配置されていたのではないかとと思われる<sup>(52)</sup>。

Ⅶ文書の「tarnuq タルヌク」を、リゲティ、ツィーメ両氏は Daruqa と考えられた<sup>(53)</sup>。写真によればリゲティ氏の読み「ṭaruqas」は若干の無理があるので一応ラドロフ・マーロフの読みに従っておく。意味は、lükčün (=柳中)の語が冠されているところから、Ⅴの高昌城市アイグチ、Ⅹの高昌ベグなどと同様の、都市官職称号の一種と考える。

I, Ⅵ, Ⅹにみえる「ičgärü aṗiliq 内庫」は「宮廷の財宝庫」「収入金庫」などとも訳される。一方『元史』本紀によれば、至元17年(1280 A. D.)にはウィグリスタン(畏吾境内)にも交鈔提挙司が置かれ、同20年には交鈔庫がウィグルに設置された。元期の交鈔庫、平準庫はエヘ=モンゴル時代から昏鈔・白銀などの交換、鈔と金・銀との兌換を任としており、交鈔提挙司の下級官庁である元宝交鈔庫(宝鈔庫)は造幣・収蔵関係の事務をつかさどった。また一般に交鈔は銀を背景として成立つものでもあった<sup>(54)</sup>。このようなことから、鈔だての取引契約であったⅠの「内庫」は、元朝の「交鈔庫」に関連させて考えることができる。その反面、Ⅵ, Ⅹの場合、鈔が十分にウィグリスタンに流通していた頃の文書か否か決め手はなく、特にⅩでは「モンゴル皇帝陛下」を欠いている。ここでは却って高昌ベグ、城市のベグのような比較的下級の職掌の称号がみられるため、地域性を帯びたイディクート政権の宮廷庫と考えられないこともない<sup>(55)</sup>。しかしⅥの場合、全く逆に、完全に元朝支配下にウィグリスタンが吸収された時代のものと考えて、「交鈔庫」だとも考えうる。というのは、イディクートはⅤやⅧのように「兄弟皇子」と同列に表記されたにも拘らず、このⅥではイディクートを欠きながら「子息皇子」のみが記されて、モンゴル権力の強勢を示していると解釈しうるからである cf. 註(57)。(4)-(i)-A-(c)の miñ bägi について、内庫一般もその帰属を一概に断定することは避けなければならない。

## (5) イディクート「政権」

これまでの検討によれば、「祝福文言」や違約罰納官文言に記された公的権力の系列は、イディクートに淵源を發する可能性をもつものがありながらも、それは明確とならず、却って大勢としてはモンゴル権力を強調するものが目立

った。「モンゴル皇帝陛下」の存在をみるならば、これは当然の帰結である。しかしながら、それは史料に表われる大雑把な傾向であるにすぎない。また先に筆者は無前提に「官僚的機構」なる語句を使った。これも、モンゴル勢力とイディクト権力の両面から眺める必要のある問題である。そこで、イディクトの権威・地位がウィグリスタンに於いて如何なる実質を有していたか、有していたとすればいつ頃までか、を考えなければならない。

違約罰納官文言で、イディクトはⅤとⅧに現われている。その際立った特徴は、イディクトが兄弟皇子と同等の地位に立っている——同額の罰金を受けとる——ことである。このことは、チンギス=ハンがイディクトに与えた第5子としての待遇を、モンゴル権力は13世紀後半に於ても(Ⅷは1280年のもの)継続させていたことをものがたっているのではないか。しかし、ウィグリスタンに於けるイディクト権力の推移をみると、それは次第に名目上の待遇に墮していったことを知らされるのである。以下にその経過をみる。

1209年のイディクトのチンギス=ハンへの率先内附ののち、イディクト政権はしばらくの間、一定にその独自性を維持していた<sup>(59)</sup>。蛇の年としか年代はわからないが、イディクトに対する誓約書といわれるウィグル文書がある。冒頭は「iduq qut tānrikānimiz-kā我らがイディクト=テングリケンに」とあること<sup>(60)</sup>から考えても、イディクトの権威を示すものである。また、長春真人は1220年8月にビシュバリクで「王官士庶僧道数百」に迎えられた。この当時、バルジク=アルト=テギン(巴而朮阿而忒的斤)のイディクト政権は健在であったといつてよい。さらにイディクトは、ウィグル住民の日常生活にも関与していた。父親に死なれた Kōrküz は、継母の結婚について、イディクトの裁定を仰いだ、と伝えられている。1225年以前のことである。だが、ウゲデイ時代すなわち13世紀半ばにさしかかると、イディクトはモンゴル皇帝権力の直接介入を甘受しなければならなくなり<sup>(62)</sup>、その傾向は、のちにも述べるように13世紀末まで強まるばかりであった。加えて、ウィグル人上層部の中には、13世紀初頭からイディクトと同時に、またそれだけならまだしも、独自に相ついでチンギス=ハン権力のもとにはしっていた<sup>(63)</sup>。この動きは13世紀半ば頃にかけてのウィグリスタン住民にも言えることである。上述の Kōrküz も、パトウのオールドヘ向かい、進んではチンハイ(鎮海)の後見のもとに、ウゲデイの信を得、ホラーサーン統治を行なったのである。他にも、至元23年(1286 A. D.)に60才で死んだビシュバリク出身のウィグル人、阿里海牙は、貧困で、農業に従事していたが、「大丈夫、当樹勲国家、何至与細民動本畎畝」と考えて、ウィグル書を学び、ついに世祖潜邸の宿衛入りを果たし、中統三年には中書省郎中になった<sup>(64)</sup>。彼にとっての「国家」とは、モンゴル——元朝だったので

ある。その後、とくにアリク=ブカ、ハイドゥの乱を契機にして、イディクトのウィグリスタンは、モンゴル側の意志・政策に奔弄されていく。この経過を次に通観して、イディクト政権の衰運をおさえておきたい。<sup>(65)</sup>

「高昌王世勲碑」および「元敕賜西寧王忻都公神道碑」によると、至元3年(1266 A. D.)より少し後、ビシュバリクは一時的にはあるが、ハイドゥ、ドゥワ側の手に陥った。しかし、一部離脱するウィグル人も出しながら、イディクト火赤哈兒らは「乃遷国火州、増城浚池、<sup>(66)</sup> 志堅守」(上掲、忻都公神道碑)というように、火州の拠点を増強しえたのである。元朝の世祖は、この頃からウィグリスタンへの介入を積極的におし進める。「世勲碑」は「於是、有旨命亦都護収而撫之(=畏吾而之民)、其民人在宗王近戚之境者悉遣還。其部始克安輯」と記し、世祖は「救往畏吾兒地、市米万石」(『元史』本紀7、至元8年(1271 A. D.)二月戊申条)なる措置を施した。この至元7、8年の頃、ビシュバリクはイディクトの手を離れたとあってよい。その後イディクトは1275年に火州で、再び危機に直面した。

ドゥワの軍が至元12年、火州を包圍し、6ヶ月後にイディクトが<sup>(67)</sup>女をドゥワに差出すまで決着はつかなかった。火赤哈兒は火州確保の功により世祖から重賞を賜わり、当地に安堵された。この年から3年間ほどは、「世勲碑」の記録によって、あたかもイディクトによる火州統治が復活したかのように安部氏は考えられた。だが、その実、ウィグリスタン経営の実権は大勢としてモンゴル権力にあることが既に決定していたのである。再び至元13年(1276 A. D.)の聖旨をみれば、イディクトは、世祖皇帝によってウィグリスタンの長とみなされてはいたものの、実際に火州から事件を奏上してきたのは「沙津アイグチ」であった。沙津アイグチが違約罰受領者となっている(Ⅷ)ことを考え合わせれば、実際上の住民管理について、イディクトの頭ごしに行われた面のあることを確認すべきである。

さて、1270年代半ば以降の世祖によるウィグリスタン政策はめまぐるしいもので、その実態は至元15年からほとんど連年の『元史』の記事がよく示している。<sup>(70)</sup>なかでも至元11年(1274 A. D.)に初めて(漠地にであろう)置かれた秩三品の畏吾兒断事官(『元史』89、百官5)は、同17年には秩二品の北庭都護府に昇格された(同上;同書本紀11、至元17年12月甲午条;同18年2月乙酉条)。至元21年ごろまでの多画的な措置の中で、既に述べた按察司や交鈔提举司および駅(站)、交鈔庫、そして別十八里・和州等処宣慰司もウィグリスタンに立てられた。これら1280年前後の動きの中で、イディクト紐林的斤は甘肅省の永昌にとどまることとなり、この紐林的斤以後、<sup>(72)</sup>代々のイディクトは元朝皇帝から「亦都護・高昌王」に封ぜられることになった。ウィグリスタンは

その後次第に元朝の手からも離れる傾向があらわれ、14世紀前半にはチャガタイ勢力がこの地の歴史の表舞台に登場してくる。その間、今まで述べてきた系統をひく（漢文史料に表われる）イディクートが、直接にトゥルファン盆地方面と関係を持ったのは一度知られるのみであり、イディクートのウイグルスタンにおける権威はごく限られたものに縮少<sup>(73)</sup>されていた。

以上のように、1280年前後は、もはや元朝皇帝権力が陰に陽にウイグル人の日常生活を席卷し尽そうという時期であった。ところで、その1280年のⅧ文書では、既に図1に視覚的に示したように、イディクートは違約罰受領者として記されているが、「祝福文言」には記載されない存在であった。しかもⅧ文書は官印が捺され、いわば公のものとして認められたものである。その中の二つの文言で表現が異なっているのは、まことに暗示的である。このことを筆者は次のように理解したい。即ち、ウイグルの住民が、「違約罰納官文言」という、契約に強制力を付加するための、いわば公式的な文言に、そこに本来あるべき、または少くともかつて実在したはずの権力秩序を表現するような形で、この文言に自らの奉ずる或いは奉じていた王、イディクートを記した。本稿の表3から知られるように、解約の際の罰金・罰畜の総計は多額であり、支払い可能の現実性をもたない。これは違約罰納官文言そのものがかなり形式的なものであることを示唆しているといえよう。他方、「祝福文言」は、ウイグル住民に実感されたところの、当時現実に存在する権力秩序を示したものであると考える。言を換えれば、違約罰納官文言にイディクートが記されるのは、むしろモンゴル元朝の支配政策の「たてまえ」の反映ではなからうか。その「たてまえ」は、ウイグルスタンに対する聖旨が、既にもてきたように、実際の統治行政とは別に、イディクートを代表者として発せられる形式をとっていたことにもあらわれている。『通制条格』4、（戸令）「畏兀児家私条」も、「至元九年（1272A.D.）十二月二十日、欽奉聖旨。亦都護根底、畏兀児田地裏の民官人每根底、不揀那箇城子裏畏兀児每根底」と書き出されている。また、ウイグルスタンに対してではないが、14世紀になっても、ウイグル人への聖旨は、イディクートをその代表者と認<sup>(75)</sup>めている。さらに、「世祖皇帝、求賢四方。高昌王以脱烈<sup>(76)</sup>応詔」なる記録は、ウイグルスタンへのモンゴル皇帝の意志がイディクートを代表者と扱っていたことを示す。同時にイディクートがウイグル上層部の家系の一部を把握していたことをも示すかのようである。しかし、この脱烈の祖父はチンギス=ハン時代に雅剌風赤（‘nga lât ,pijung t’š’iäk>yalavač=使節）となってウイグル甲匠を管領した人物であり、イディクートの直接配下にあったものではなからう。これもまた「たてまえ」の表現なのである。

V文書にみえるイディクートについては、Vの年代がⅧに近ければ、今考え

たように、もはやイディクトは、実際の統治能力を制限されているとみることが出来る。もっと早い時期の文書だとすると、高昌の町の監督官を従えたイディクトの地位・権力を想定することも可能となる。ここで、別の観点から考えておきたい。ⅤとⅧには、イディクトの次に共通してアイグチが記され、しかもその下にはベグなどが記されない。住民の精神的な生活領域——沙津アイグチの場合——と、政治的領域——高昌城市アイグチの場合、またいずれも違約罰受領者であることに注意——とをカバーするような形でイディクトが表現されているのは興味深い。たとえⅧの1280年段階では既にアイグチとイディクトとの間に機構的なつながりが直接なかったとしても、そしてアイグチがモンゴル権力と結びついていようがまいが、第(2)節でみた *uluγ ayγučī* がかつてイディクト政権の「大臣」であったように、アイグチは住民にとってはイディクトとの関連で捉えられる性格のものではなかったか。そうだとすれば、このことは、イディクトの在地的権威の一面を表わしていることになる。このような見方が成立つとすると、先に述べた *miγ bägi* も、一般的にいうてイディクト権力の系列下にも存在しえたことが可能性として十分に考えられるのである。

しかし、最終的には詳細にわたる文書年代の未決定が、先に述べた内庫の帰属問題の未決着の因ともなってしまうのである。

いずれにせよ、イディクトの存在は、モンゴル大ハン家とくにウゲデイ時代以後は元朝のウィグリスタンへの介入を通して、その権力下にあってはじめて保障されたものにほかならぬことが、違約罰納官文言の検討を通して一層明らかになるのである。しかしながら、イディクトは、住民の意識内にとらえられるウィグリスタンの公権力の系列内にとどめられ、モンゴル～元朝がウィグル族の代表者として処遇した、そのような地位をなおかろうじて保っていたのである。そして筆者は、本項のはじめにあげた諸記録や、Ⅷ文書に「たてまえ」としてではあれ、イディクトが明確な記憶に残されていたことを根拠として、Ⅷ文書の年代=1280年より長くても一世代前の頃までは、つまり13世紀半ば頃までは、イディクトのウィグリスタン住民に対する権威はある程度の実態を伴っていたらうと考えたい。

## (6) むすびにかえて

13世紀に入ってから、イディクトは重臣僕氏一族を失い、多くの有能な人物が次々とモンゴル～元朝に流出する中で、チングス=ハンの第5子の地位こそ与えられていたものの、イディクトの支配力の実質はモンゴル～元朝の手に帰していったことは繰返すまでもない。とくに13世紀後半になると、モンゴル

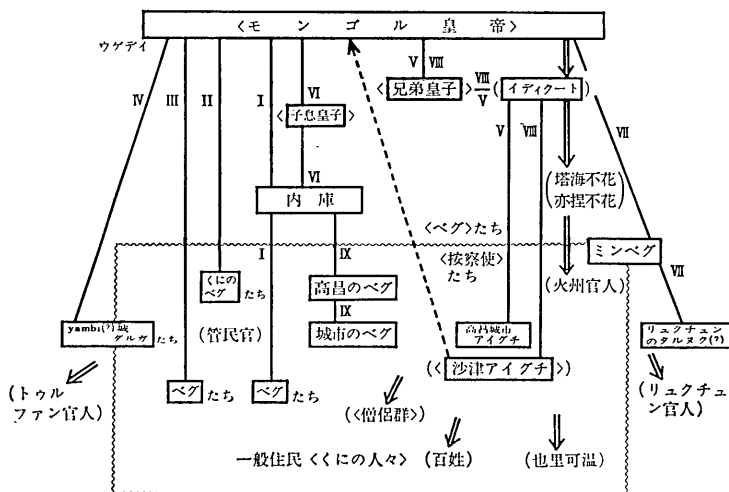
皇帝、兄弟皇子、子息皇子などの一族の権威が大きくウィグリスタンを覆っていたことは、違約罰納官文言からも確認されよう。こうした情勢下におけるウィグリスタンの各種公権力を概括的に位置づけることが、本稿の検討によって可能になったと思われる。

まず、在来権力のイディクトは、兄弟皇子とはほぼ同等の地位に位置づけられる。同時に、イディクトの政治的立場が13世紀半ば頃から次第にウィグリスタン全体の住民からは浮きあがった存在になっていったらうことも検討した。次に「内庫」は本来一元的にその上級権力が定められる性質のものであろう。ついで、ミンベグ、ダルガチは一定に領域的な支配力をもつものと思われる。それらより支配・管轄領域は狭く、かつ、より下級に——換言すれば住民生活に近い地平に——位置づけうるものに、各種のベグ、アイグチがあげられる。その中には、直接モンゴルから派遣されてきた軍人（1276年聖旨）や官吏（例、按察使）とは別に、在来的な勢力をもちつつ上級権力に吸収されるものがあつた。ここで、既に触れたことだが、表3を参照すれば、違約罰納官文言の罰金額とくに「5金ヤストック」と「1金ヤストック」は、到底ウィグル住民にとって実際に支払い可能な額には程遠いものであつた。そのような高額の罰金を受領すると規定された公権力と、ベグ層など末端の有力者層との間に何らかのへだたりを想定したいと思うのは筆者ばかりではあるまい。つまり、より現実的な額の罰金などを受領することになっているベグ層は土着的有力者層<sup>(77)</sup>と考えられ、しかもベグ層が必ずしもモンゴル直属の官人だけを意味していないことは、13世紀以前および以後のウィグリスタンの歴史をみる上でも重要である。

違約罰納官文言は、その史料が1270年代からの世祖によるウィグリスタン支配政策の強化以前のものか、以後のものかによって、公権力の淵源——モンゴルか、イディクトか——の検討のために大きな意味の相違を表現しているはずである。とくに「内庫」は1つの鍵となろう。しかし、結局のところ、1270年代以前のものとは確定できるIV文書に於いてもイディクトの存在をみない、ということもあって、基本的にはそれ以後の公権力の存在様態を想定してみるほかはない。このような限界の中で、本稿の検討全般を（トゥルフェン盆地に限定して）仮りに図示してみた（図3）。そうした限界にも拘らずあえて一言すれば、モンゴル～元朝のウィグリスタン統治機構は、かつてのイディクトの支配構造を基盤としたはずである。その点で、本稿の検討によって、とくに、従来ほとんど顧みられることがなかった後者に関する将来の考察に何らかの手がかりが提供されるとすれば幸いである。

最後に、本稿で言い残した点について簡単にふれ、今後の課題としたい。本

図3. 違約罰納官文言その他にみえる13世紀トゥルファン盆地の公権力の存在



- |          |                                     |              |
|----------|-------------------------------------|--------------|
|          | 違約罰受領者。図の上下段差は、それぞれの機能や受領する罰金額から推定。 | } cf. 表2, 表3 |
| — I ~ IX | 上から下へ、違約罰納官文言の、各文書(I~IX)ごとの記載順。     |              |
| ⇒        | 至元13年(1276A.D.)世祖聖旨の呼びかけ経路。         | } cf. 図2     |
| - - - -> | " が発せられる前提としての奏上経路。                 |              |
| ( )      | " に記載されているもの。                       |              |
| < >      | VIII文書(1280A.D.)の「祝楮文言」に記載されているもの。  | } cf. 図1     |
| ⌈ ⌋      | 土着的ベク層の存在する火州(高昌)周辺の仮定的な領域と範囲。      |              |

稿では、違約罰納官文言を中心に少ない史料から13世紀ウィグリスタンにおける、モンゴル、イディクートをはじめとする公権力の像を求めたのであるが、とくにイディクートの権力、モンゴル政権から「保障」されていたイディクートの地位は、ウィグル上層部の動向を確認しなければ明確にならない部分が残される。他面、9世紀後半以後のトゥルファン盆地一帯におけるウィグル人のイディクート権力が、どれほどまでに農村を掌握していたか、という比較的長い期間を見通す作業も要請される。当然のことながら、交易を含めて<sup>(78)</sup>、イディクート権力の財政を検討しなければならないのであるが、いずれも容易な課題ではない。

また、本稿では、兄弟皇子、子息皇子を仮りにモンゴル大ハン家直系のもの

と考えてきた。しかし、その実態は未詳のままである。ウイグルスタンをめぐる政治情勢を見渡すとき、チャガタイ勢力をはじめとするモンゴル諸王の動向は無視できない。一方、14世紀になると、チャガタイ勢力の浸透して(79)くる中で、イディクートの称号をもつ者がトルファン盆地に見出せるのであり、イディクートの系統も、本稿に述べ、また従来言われてきたようなもの以外の側面を考えなければならない。本稿で13世紀に対象を限定したのも、この問題があるからであった。したがって、違約罰納官文言に、はたしてモンゴル権力内の錯綜状況をみることができるか否かも今後の重要な課題のひとつである。つまり、本稿では、図3でわかるように、一応の座標軸としてモンゴル皇帝を設定し、そこから展開される座標面に各公権力を点々と配してみたのだが、その座標軸も実は一本とは限らないかもしれないのである。

加えて、ウイグル住民の精神生活・経済生活等、広くウイグル文書の研究は進められなければならない。イディクート体制はウイグルスタンから崩壊・離散し、甘粛やハミ方面への移動を余儀なくされたにしても、いうまでもなくウイグル人はなおウイグルスタンに残存しつづける。モンゴル時代以降の東トルキスタン史の研究との接点もまた、ウイグル文書・モンゴル文書等の出土文書研究の深化の中から掘りおこされるであろう。

(日本学術振興会奨励研究員)

註

- (1) 佐口 (ウイグルスタン) = 佐口透「モンゴル人支配時代のウイグルスタン、上・下」(『史学雑誌』54-8, 9, 1943)。cf. A. Г. Малявкин, *Уйгурское турфанское княжество в XIII в.*, Вопросы Истории Казахстана и Восточного Туркестана, АН Каз. ССР, Алма-Ата, 1962.
- (2) 安部 (1955) = 安部健夫『西ウイグル国史の研究』京都, 1955.
- (3) 山田信夫「トルキスタンの成立」(『岩波講座世界歴史』6, 東京, 1971) pp. 475-479. 羽田明「東トルキスタン史序説」(『イスラム世界』12, 1977) pp. 6-8. 筆者もまた安部氏の主張されたビシュバリク一貫「国都」説は、「遊牧と農耕」あるいは「都市(交易)と農村」などの観点から、みなおす必要があると考えている。
- (4) Тихонов (1966) = Д. И. Тихонов, *Хозяйство и общественный строй уйгурского государства, X-XIV вв.*, Мос.-Лен., 1966.
- (5) 護 (1961-c) = 護雅夫「ウイグル文売買文書に於る売買担保文言」(『東洋学報』44-2, 1961)
- (6) 梅村(違約罰) = 梅村坦「違約罰納官文言のあるウイグル文書——とく



にその作成地域と年代の決定について——」(『東洋学報』58-3・4, 1977)。  
文言内容は本稿<表2>、<表3>に整理した。

- (7) 全文は梅村(違約罰) pp. 022-024.
- (8) Ligeti (1973) = L. Ligeti, *À propos d'un document ouïgour de l'époque Mongole*, AOH (=Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae), XXVII (1), 1973, pp. 3-6; Arat(Iduq-qut) = R. R. Arat, *Der Herrschertitel Iduq-qut*, UAJb (=Ural Altaische Jahrbücher), Bd. 35, 1964, S. 153; 梅村(違約罰) pp. 02-04.
- (9) 佐口(ウイグルスタン, 上) pp. 24-71.
- (10) KS = ㊟. 捷尼舍夫・馮家昇「回鶻文賦通(善斌) 売身契三種附控訴主人書」(『考古学報』20, 1958), p. 116; 山田(1972-a) = 山田信夫「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」(『大阪大学文学部紀要』XVI, 1972), p. 228. 書吏は、提刑按察司に属する胥吏であり、事実上の地方監察職務を担っていたものであることなど、牧野修二「元代勾当官の体系的な研究(その3)」(『愛媛大学法文学部論集文学編』第7号, 1974) pp. 23-72 に詳しい。
- (11) Ligeti (1961) = L. Ligeti, *Sur quelques transcriptions sino-ouïgoures des Yuan*, UAJb, 33, 1961, pp. 240-244; その他 AtG = A. von Gabain, *Alttürkische Grammatik*, Dritte Auflage, Wiesbaden, 1974, S. 322; ДТС = *Древнетюркский словарь*, АН СССР, Ленинград, 1969, стр. 28; EDPCТ = G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish*, Oxford, 1972, p. 271; TMENp = G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, II, Wiesbaden, 1965, S. 188; 山田(1972-a) p. 228.
- (12) 『元史』134, 「小雲石脱忽憐伝」。この人物は「写云赤薦忽瑠, 以本国兀魯愛兀赤官実」(『常山貞石志』卷21, 哈珊神道碑)とも「小云失脱忽憐之官, 為吾魯阿烏只, 詛言大臣也」(『黄学子文集』24, 遼陽等処行中書省左丞亦瑩真公神道碑)とも記され、その祖先は「世王高昌」(哈珊神道碑), 「上世為其国之君長」(亦瑩真公神道碑)とあるところから、かつて北アジアでウイグル qayan を出していたヤグラカル氏系ではないかと思われる。本稿における漢字音写は B. Karlgren, *Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese*, Paris, 1923, Rep. Taipei, 1973 による。
- (13) Ligeti (1961) p. 241; Ligeti (1973) pp. 9-10.
- (14) ABAW, 1915. これは USp = W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*, 1928, Rep, 1972 の No. 26, VII, 17 行目にあたる。cf. 森安孝夫「ウイグル仏教史史料としての棒抗文書」(『史学雑誌』83-4, 1974)

- (15) Zieme(1975-a)=P. Zieme, *Ein uigurischer Text über die Wirtschaft manichäischer Klöster im uigurischen Reich*, *Researches in Altaic Language*, Budapest, 1975.
- (16) 同上, S. 333. ベルリンのアカデミーでは、所蔵のウィグル文書に新しくU番号を付して整理している。
- (17) ラシード=Рашид-ад-дин, АН СССР, I-2, Мос.-Лен., 1952, стр. 152.
- (18) Zieme (1975-a) S. 333.
- (19) 村上正二「モンゴル帝国成立以前における遊牧民諸部族について——ラシード・ウッ・ディーンの「部族編」をめぐる——」(『東洋史研究』23-4, 1965) p. 130. なお、同, pp. 130-131, 「ケレイト, モンゴル族などの王者にみられた近衛軍団制やいわゆる探馬赤軍制の原形なども、案外このウィグル王国の遊牧封建的制度に由来するものではなかったか」とされるのは傾聴すべき見解と思われる。cf. 本稿註(3), (30), (31).
- (20) 『牧庵集』13, 「湖広行省左丞相神道碑」; 『元文類』59, 同上碑。阿虎耳は本文上掲 Pfahlschriften の ayłuč [avluč] に関連するか?
- (21) Ligeti (1961) pp. 235-244; Ligeti (1973) pp. 9-10; 山田 (1972-a) p. 228.
- (22) Ligeti (1961) p. 243.
- (23) šaz-in が「沙津」と転写されること, šaz-in ayγučī はウィグル僧が帯びたものであることは、『元史』202, 列伝89の必蘭納識里の記事(但し、津は律と誤記); 彼を必刺忒納失里と書く『元史』35, 文宗本紀至順二年三月壬午条及び同36至順三年四月乙丑条; 『雪樓程先生文集』9の「秦國文靖公神道碑」(他では ayγučī を愛護持[赤]とするのを、密護赤と誤まっている); 『山居新語』31の畏吾兒僧閻閻の記事。
- (24) 火州は高昌, のちのカラ=ホージャであることはあらためて言うまでもない。呂中 [l̥iwo-ŋ'juŋ] は柳中, 柳城, 魯古塵などと記される, 高昌東南の有名な町でウィグル文書でも lükčün とある (cf. VII)。トゥルファン盆地内のもう1つの有名な城市トゥルファンの呼称は一般に明代から登場すると言われてきたが, 10世紀前半のコータン語テキストである, いわゆる Staël-Holstein Scroll に tturpanä とあり(森安孝夫氏から教示を得た), 比較的古いと思われるウィグル文断簡 (Ch/U 7081 r.) にも turpan taqī mani[stan] とみえるところから, この場合の禿兒班はトゥルファンで誤りはない。cf. H. W. Bailey, *The Staël-Holstein Miscellany*, Asia Major, II-1, 1951, p. 15. なおリュクチュンについても同, p. 13. Ch/U 7081 r. は P. Zieme, *Manichäisch-türkische Texte*, Berliner Tu-

rfantexte, V, Berlin, 1975, S. 48, Tafel XXVI. その他のウィグル文書のトゥルフアンの例は, TIII B 500 (U5837)—P. Zieme, *Zu den nestorianisch-türkischen Turfantexten*, Sprache, Geschichte und Kultur der altaischen Völker, Berlin, 1974, S. 665; TM68—Arat (1964) = R.R. Arat, *Eski Türk Hukuk Vesikaları*, Jour. de la Soc. Finno-Ougr. 65, 1964, s. 70, Resim 10. (VII). これは明らかにモンゴル時代で14世紀にかかる頃のものと思われる。

- (25) 山田 (1972-a) p. 195; Ligeti (1973) p. 11.
- (26) 前田直典「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」(『元朝史研究』東京, 1973所収) p. 118.
- (27) 同上, pp. 122-124. 史料は前田氏紹介のものを参照した。
- (28) cf. 梅村(違約罰) p. 02; 前田, 同上 pp. 110-112; 前田「元代の貨幣単位」(同上書所収) pp. 19-22.
- (29) 前田, 同上書 pp. 112-114.
- (30) 12~13世紀にかけて, 兵を領してチンギス=ハンに帰した者がおり(『元史』134, 「昔班伝」), そのほかにもチンギス=ハンの西征に参加したものがあつたことは既に述べた(梅村(違約罰) p. 04)。いずれも馬群の存在なしには考えられない。ウィグルスタン内あるいはその周辺に馬群が養われていたことは10世紀末の王延徳の記録や, 11世紀『遼史』重熙二十一年十一月(紀20, 表8)・『宋会要輯本』朝貢19, 大中祥符6年の馬交易の記事, 11世紀後半のマフムード・アル・カシュガリーの描写(T. D. K. 版, I, s. 111-113), 耶律大石に関する『遼史』紀30の記事などが物語っている。ところで, 安部(1955) pp. 324-325 は, トゥルフアン地方が馬の名産地でないことを強調されている。しかし, 例えそうだとしても, トゥルフアン盆地周辺に馬がいれば問題はない。なによりも, 罰則に騎乗用馬が指定されていることは, 農耕地帯としてのトゥルフアン盆地とそれを囲む牧畜地域とを, 当時の公権力が掌握していた形態を考えさせる問題であろう。cf. 本稿註(3), (31)。
- (31) 同文書 l. 70. 一頭の馬ではないとも思える。この文書については, G. Clauson, *A Late Uygur Family Archive, Iran and Islam*, Edinburgh, 1971. pp. 167-196 が研究としてすぐれているが, 文書解説のためには Э. Р. Тенишев, *Хозяйственные записи на древнеуйгурском языке*, Исследования по грамматике и лексике тюркских языков, АН Узб. ССР, Ташкент, 1965, 及び Тихонов (1966) 掲載の写真を参照すべきである。ウィグルスタンで馬を食用にしていたことは王延徳の記

- 述から明らかである：「貴人食馬，余食羊及斃雁」「其王烹羊馬以具膳尤豊潔」「善馬直絹一匹，其駑馬充食，纒直一丈，貧者皆食肉」(『宋史』490, 高昌伝)
- (32) 池田温「中国古代物価の一考察(一), (二)」(『史学雑誌』77-1, 2, 1968) (一) p. 13-14, (二) pp. 56-61.
- (33) 『大元馬政記』(学術叢編所収経世大典本) 和買馬。SI Kr. IV/638 の I. 162 に牛の肉の代価 4 サティル 6 バクル (1 baqir =  $\frac{1}{10}$  satir) とあり，前掲の馬価より高いが，馬牛ともその計数単位が不明のため，直接史料とはなりえない。
- (34) cf. Ligeti (1973) p. 11.
- (35) 去勢ラクダの重要性については，山田 (1972-a) pp. 244-245。なお，VI で内庫に罰金と罰畜が支払われるべく規定されていることについて疑問もあるが (Ligeti (1973) p. 17)，一応表記どおりとしておく。cf. 註(57)。
- (36) ここでは原則として契約文書類を取扱った。年代については，D/T, S/Z の混用だけが特徴としてみえるものなど，やや根拠の薄いものには？印を付した。cf. 梅村 (違約罰) p. 02. ベグに関する大要は，1976 年史学会東洋史部会で報告した。
- (37) 梅村 (違約罰) p. 025 [注釈] (あ) で，「山田氏は「訊ね，inquiring」としてこの書きつけを qatim-larim (わが妻たち) に与えた，と考えられたようである。」と記した個所は筆者の誤りであった。慎しんでお詫びして訂正させて頂きたい。cf. 山田 (1972-a) p. 183. なお，以後，この項に関する文書の主な研究文献の略称は，梅村 (違約罰) pp. 029-032 を参照のこと。
- (38) この文書については cf. 梅村 (違約罰) 註(7)。
- (39) 契約解除，ということについては，「ウイグル文売買文書の担保文言における yorimaz-un」(仮題) で別に述べる予定である。
- (40) 山田 (1963-a)，VI-2-(i)；Arat (1964) ss. 46-48.；cf. 本稿註 (39)。
- (41) 山田信夫氏は写真閲覧の機会を与えられた。記して感謝の意を表わしたい。
- (42) cf. 梅村 (違約罰) p. 028.
- (43) トゥルイ時代にイZZ=ウZZ=ディーンなるアミールが，ヘラートから千戸をビシュバクに徙したという伝えもある。(ドーソン，佐口透訳『モンゴル帝国史』4 (平凡社，1973) p. 122。
- (44) 他例では，小云失脱忽憐の父は「的斤必里傑忽提，詛言知福大相」と呼ばれるイディクート政権の大官であった (亦瑩真公神道碑。cf. 註(12))。

- (45) D 131(U5337) 文書が最近 P. Zieme, *Ein uigurischer Erntesege*, *Alt orientalische Forschungen*. III, Berlin, 1975, SS. 109-143, Tafel 19, 20. に発表されたが, その l. 31 にも *tariγči bāg* がある。cf. 同上 S. 125, *Anmerkungen*. また l. 118 に *ašadači bāg-lār* なる表現があることを知った。
- (46) 山田 (1965) 資料11; 山田 (1976-a) p. 38.
- (47) 漢文文書でいうところの知見人=立会人の意味で使う。以下も同じ。
- (48) 梅村 (違約罰) pp. 017-018.
- (49) この聖旨で, 直接には薛閣干, 不顔帖木兒 (モンゴル人か) クラスの官人を指している。
- (50) 梅村 (違約罰) p. 013. IV文書の出土地ベゼクリクからは *yanhī* の方が近い。
- (51) 石抹瞻徳納 (『元史』150, 石抹也先伝), 闕里別斡赤 (『元史』134, 昔班伝), cf. 佐口 (ウイグルスタン, 上) pp.25-26. 月朶失野訥 (『元史』124, 哈剌赤哈赤北魯伝)。
- (52) TII D224—G. J. Ramstedt, *Mongolische Briefe aus Idiquit-Schähri bei Turfan*, *Sitzungsberichte der Königlichen Preussischen Akademie der Wissenschaft*, 1909, Berlin, SS. 843-845. TM93—cf. L. Ligeti, *Monuments préclassiques, I, XIII<sup>e</sup>et XVI<sup>e</sup> siècles*, *Monumenta linguae mongolicae collecta*, II, Budapest, 1972, pp. 220-221. なお, Тихонов (1966) стр. 151 は, ダルガチはイディクトと等しい地位にあったというが, 文書の年代などを無視した見解で, 従い難い。表3のダルガチとイディクトの受領罰金額の差を参照のこと。上掲のモンゴル聖旨の例は14世紀, チャガタイ勢力下におけるものと思われる。それらの取扱については「むすびにかえて」を参照。
- (53) Ligeti (1973) p. 18; P. Zieme, *Zum Handel im uigurischen Reich von Qoco*, *Altorientalische Forschungen*, IV, Berlin, 1976, S. 242. もしそうだとすれば, 先にみた VIIの *min bāgi* はモンゴル系列のものである可能性が強まる。
- (54) 前田直典「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(『元朝史の研究』東京, 1973所収) pp. 47-48, 58-59, 77.
- (55) 安部健夫「元代通貨政策の発展」(『元代史の研究』東京1972) pp. 400, 417.
- (56) cf. 梅村 (違約罰) p. 03, 註(23)。決定的な証拠は今のところ見出せないでいる。

(57) ここで、子息皇子の記されているⅤ文書は再吟味の余地がある (cf. 表2, 表3)。即ちこの「内庫」は、「1〔銀〕ヤストック」と「馬1頭」の2つの違約罰の受領者として示されている。このような例は他になく、Ligeti (1973) p. 17がこれを奇異とするのも当然である。このうちの「1〔銀〕ヤストック」の受領者が、「内庫 ičgärü aḡiliq」ではなくて何かの誤りとすれば、それは「イディクト iduq qut」である可能性があると思う。勿論、イディクトが兄弟皇子と同等に扱われているからといって子息皇子とも同等であるか否かは不明である。しかし、仮にそうだとすると、Ⅴ文書の、レヴィレト婚に関する記載 (梅村 (違約罰) p. 027, それはほかでもない、本稿本文下記の Kōrküz に関する記事である。) などから考えて、13世紀前半のイディクトと内庫 (この場合、イディクトの系列下ということになる) の関係を示すことになる。「1馬」の方の誤りとすれば——たしかに「内庫」に馬はそぐわない——、話は別で、この問題とすることはできない。

(58) cf. 安部 (1955) p. 95.

(59) 梅村 (違約罰) p. 03 でカラ=キタイ時代終焉の頃のことについては簡単に述べた。なお本稿の ayūci, miḡ-bägi, 内庫についての言及を参照。

(60) TM244 (USp No. 40; Arat (1964), S. 65, 74). Arat (1964) の写真による限りは iduq は読みにくい。USp No. 41 も形式は全く同じ。Тихонов (1966) стр. 113-114, 121 では徴税に関する文書といわれているが、なお考えてみたい。また、この称号については、EDPCT, p. 525; A. von Gabain, *Das Leben im uigurischen Königreich von Qočo* (850-1250), Wiesbaden, 1973, Text Band, SS, 67-71; Arat (Iduq-qut). この称号は、ベルリン所蔵のモンゴル文書 TM102c にも出現する。H. Franke, *Zwei mongolische Textfragmente aus Zentralasien*, Mongolian Studies, Amsterdam, 1970.

(61) 'Ala-ad-Din 'Ata-Malik Juvaini, *Ta'rikk-i-Jahān-Gushāy*, J. A. Boyle tr. *The History of the World-Couqueror*, Manchester, 1958, II, pp. 489-505. とくに pp. 489-490.

(62) cf. Ⅳ文書; 梅村 (違約罰) pp. 013-014, 027-028, 註(52)。但し、ここでも述べた USp No. 22 の文書は再検討の余地がある。後註(79)参照。

(63) cf. 梅村 (違約罰) pp. 03-04. 高昌偈氏が、その代表である。

(64) 引用文は註(20)の史料による。『元史』128, 阿里海牙伝も同様。

(65) すでに佐口 (ウイグルistan), 安部 (1955) pp. 37-138 に詳しいので、簡略を期す。両氏の引用は特に記さない。

- (66) 梅村 (違約罰) 註(26)。
- (67) 『新疆図志』金石2, 所収。
- (68) 『元史』124, 「哈刺赤哈赤北魯伝」によれば, 同人の孫, 月兒思蛮は, 憲宗皇帝に仕え, 僧人を領していた者であるが, ビシュバリク遭難の折, 家をあげて平涼へ徙った。また1276年以前に「国人南徙」し, その後京師へ徙ったという記録も残っている(『大正新修大藏經』49, 史伝部1所収, 「仏祖歴代通載」22, 大都妙善寺比丘尼舎藍藍)。
- (69) これ以前からもイディクトがトゥルファン盆地方面をおさえていたであろうことは, イディクト馬木刺の斤(火赤哈兒の斤の父)が火州で没していることから窺い知られる(「高昌王世勳碑」)。なお cf. 本稿註(3)。
- (70) 安部 (1955) p. 100。但し, 同 pp.97-98 に言われる如く, イディクトは自らのごく近辺に位置するウイグル人大官に対し, 一定の權威を有していたことは確かだと思ふ。
- (71) 佐口 (ウイグリスタン, 上) pp. 32-41。
- (72) イディクトと運命を共にしてきた阿台不花も永昌に移った(前引「忻都公神道碑」)。
- (73) 「領兵火州, 復立畏吾兒城池」(「世勳碑」)。このときのイディクト, 紐林的斤は1318年, 永昌で没している。なお, 「復立總管府於哈刺火州」(『元史』34, 至順元年九月癸巳条), 「西蕃盜起凡二百余所, 隨哈刺火州, 劫供御蒲萄酒, 殺使臣」(同41, 至正七年十月戊戌条)などとあり, チャガタイ勢力との関係は必ずしも一面的なものではない。その解明に必要な, 前註(52)で引用したようなモンゴル語聖旨の史料や14世紀のウイグル文書などの研究は, 今後の課題である。
- (74) 梅村 (違約罰) p. 029。
- (75) 『元典章』53, 「刑部15, 約会」畏吾兒等公事約会; 同, 都護府公事約会。
- (76) 『危太樸統集』5, 「元故資善大夫福建道宣尉使都元帥古速魯公墓誌銘」。
- (77) 「土着的」とは, 「定着農耕」ばかりを意味しないことを蛇足ながら付け加えておく。
- (78) P. Zieme の, 本稿註(53)引用論文の一部にも言及があるが, 交易に関しては状況証拠以外の証拠が少ない。
- (79) cf. 註(52)。TM221 (USp No. 22) 文書の再検討——Arat (Iduq-qut) SS. 153-154; R. R. Arat, *Uygurca Yazılar arasında, Türk Tarih, Arkeologiya ve Etnografya Dergisi* III, 1937; L. V. Clark, *On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339)*, *Central Asiatic Journal*, XIX-3, 1975; R. R. Arat, *Eski Türk Şiiri*, Ankara, 1965, ss. 216-227。